

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と、医師をはじめとする医療従事者・介護従事者で構成されたメンバー（以下、「医療・ケアチーム」とする）が、最善の医療・ケアを作り上げていく為、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした医療・ケアを進め提供するものとする。

2. 「人生の最終段階」の定義

患者の状態を踏まえて、医療・ケアチームにて判断するものとする。

- （1）がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測が出来る場合など。
- （2）慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合など。
- （3）脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合など。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- （1）医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者本人が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
- （2）患者本人の意思は変化しうるものである事を踏まえ、本人自らの意思をその都度示し伝えられる様な支援を医療・ケアチームにより行い、本人との話し合いを繰り返し行うものとする。
- （3）患者本人自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある事から、家族等の信頼出来る者も含めて話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくものとする。
- （4）人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始・内容の変更・中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- （5）医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- （6）生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とはしない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

患者本人の意思の確認が出来る場合

- （1）方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。その上で、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、本人の意思決定を基本とし、医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- （2）時間の経過・心身の状態変化・医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものである事から、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明をして、本人自らの意思をそ

の都度示し伝える事が出来るような支援を行う。この際、本人自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある事から、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。

(3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

患者本人の意思の確認が出来ない場合

本人の意思確認が出来ない場合は、下記手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- (1) 家族等が本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- (2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。また、時間の経過・心身の状態変化・医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- (3) 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。
- (4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し、意見相違・内容や方針の決定が出来ない場合には、医療・ケアチーム以外の複数の外部専門家を交え会議・話し合いを実施し、方針等についての検討及び助言をもらう。

- (1) 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合など。
- (2) 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合など。
- (3) 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合など。

附 則

この指針は、令和4年 9月 1日から施行する。